

金融機関とのお取引の際には ご本人の確認手續にご協力ください！



いつも信用金庫をご愛顧いただきましてまことにありがとうございます。

さて金融機関では、お客さまが預金口座を開設される場合や10万円を超える現金によるお振込みをなさる場合等には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」によりお客さまの本人確認を行うことが義務づけられております。

お取引の際にお手数をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご本人の確認手續が必要となるお取引

次のいずれかのお取引をされる場合等には、お客さまの本人確認をさせていただくことが必要となります（この他にも本人確認手續が必要とされる場合があります）。

● 預金口座の開設、貸金庫、保護預りなどのお取引を開始される時

● 200万円を超える現金のお預入れやお引出しをされる時

● 10万円を超える現金による為替取引（お振込み、公共料金のお支払い等）を金融機関の窓口でされる時

ご本人の確認手續の際に金融機関の窓口でお客さまにご提示いただく書類

ご本人の確認手續が必要となるお取引をなさる場合には、ご本人であることを確認できる書類をご提示いただきますようお願いいたします。

個人のお客さま

書類のご提示により本人確認手續を行う場合

- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 住民基本台帳カード（写真付のもの）
- 各種年金手帳
- 各種福祉手帳
- 各種健康保険証
- 母子健康手帳
- 身体障害者手帳
- 外国人登録証明書
- お取引に実印を使用する場合、その実印の印鑑登録証明書

等

書類のご提示およびお取引にかかる書類等の到着確認により本人確認手續を行う場合

- 住民票の写し
- 住民票の記載事項証明書
- 印鑑登録証明書（お取引に実印を使用する場合を除く）
- 戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）
- 外国人登録原票の写し
- 外国人登録原票の記載事項証明書

等

法人のお客さま

- 登記事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 官公庁から発行・発給された書類

等

（注）法人の代表者など来店された方につきましても、個人のお客さまと同様の確認をさせていただきます。



ご不明な点がある場合には、信用金庫の窓口等でお問い合わせください。



社団法人 全国信用金庫協会